

交際費と消費税

Q : 交際費にかかる消費税は、どのように取り扱われますか？

A : 税抜経理処理をしている場合を除き、交際費等の額に含まれます。

【解説】

[原則的取扱い]

交際費等は、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出する行為のために支出する費用をいいますので、接待等に対して支払う消費税も交際費等の額に含まれることとなります。

[税抜経理の場合]

ただし、税抜経理処理をしている場合には、控除対象外消費税額となった部分を除き、交際費等の額に含めなくてよいこととされています。

[原価算入された交際費等の調整]

交際費は、棚卸資産や固定資産の取得価額に算入されたものであっても支出の事実があれば、その支出のあった事業年度の交際費等に含まれ、損金不算入の計算の対象となります。そのため、法人がその事業年度において支出した交際費等の金額のうち棚卸資産等の原価に算入された金額がある場合において、その支出した交際費等の金額に損金不算入額があるときは、その原価算入額のうち損金不算入額からなる部分の金額を限度として、一定の算式で計算した金額をその事業年度終了時における棚卸資産の取得価額から減額することができることとなっています。

